

福岡県公報

平成25年8月2日
第3518号

目次

告示 (第1234号 - 第1243号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) 1
- 指定採取源の指定の解除 (林業振興課) 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) 3
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 4
- 建築協定の認可 (建築指導課) 4
- 平成24年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) 4
- 平成24年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) 13
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) 22

告示

福岡県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	稲 童 新田原 停車場	前	行橋市大字稲童2559番1 先から 行橋市大字道場寺1465番 1先まで	5.0 ～ 35.6	1,100.0
			後	行橋市大字稲童2559番1 先から 行橋市大字道場寺1465番 1先まで	10.0 ～ 35.6	1,120.0

福岡県告示第1235号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグストアモリ大刀洗店
 - 所在地 福岡県三井郡大刀洗町大字高桶2477番地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1236号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、指定採取源の指定

を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除面積及び本数	所有者の名称	所有者の住所
育-45-4	昭和46年4月17日	育種母樹林	スギ ヒノキ クロマツ	朝倉郡筑前町櫛木字吉ノ本	4.05 (ha) 10,167 (本)	福岡県	福岡市博多区東公園7-7

福岡県告示第1237号

両筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
柿原 孝弘	朝倉市甘木553番地

福岡県告示第1238号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人 オーバーカム

- (2) 代表者の氏名
藤嶋 勢津子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4170番地4
- (4) 定款に記載された目的
(変更後)

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更前)

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1239号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人くるめ地域支援センター
 - (2) 代表者の氏名
柴田 元

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市東町32番地2

(4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1240号

次に掲げる病院は、平成25年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
鞍手町病院事業鞍手町立病院	鞍手郡鞍手町大字中山2437-1

福岡県告示第1241号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間

地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで
---------------	------------------	-----------------------------

福岡県告示第1242号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	平成25年8月1日から 平成28年7月31日まで
八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	
社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	
千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	
友田病院	福岡市博多区諸岡4-28-24	
成田整形外科病院	福岡市博多区住吉4-30-42	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4-6-25	
那珂川病院	福岡市南区向新町2-17-17	
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	
医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1	
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8	
社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1	
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6-8-5	
福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35	
吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27	
医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1	

蜂須賀病院	宗像市野坂2650
明治記念病院	飯塚市川津360-3
健康保険直方中央病院	直方市大字感田523-5
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1

福岡県告示第1243号

解散した清算法人岩屋土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
宮本 信男	豊前市大字岩屋641番地1
高橋 義美	豊前市大字岩屋1701番地
五家 睦男	豊前市大字岩屋390番地
枝光 一海	豊前市大字岩屋1553番地2
渡邊 正雪	豊前市大字岩屋278番地
岩田 郁夫	豊前市大字篠瀬657番地
野中 清重	豊前市大字篠瀬502番地
尾家 正士	豊前市大字岩屋631番地2
勝本 敏幸	豊前市大字篠瀬214番地
久恒 光弘	豊前市大字篠瀬260番地
畑 康穂	豊前市大字鳥井畑649番地1
五家 茂美	豊前市大字岩屋334番地1
友松 和清	豊前市大字岩屋99番地1

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

- 土地所有者等の住所及び氏名
築上郡上毛町大字垂水1321番地1
上毛町長 鶴田 忠良
- 協定の理由
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 協定の概要
建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準を定める。
- 協定区域の地名
築上郡上毛町大字宇野1035番1ほか
- 区域の面積
15,995.13㎡

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成24年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

平成 2 4 年度福岡県情報公開条例の運用状況

I 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成 2 4 年度における公文書の開示請求の件数は 1, 9 3 8 件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数 1 9 6 件を除いた 1, 7 4 2 件です（表 1）。

表 1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却 下	
1, 9 3 8	8 3 9	8 4 8	5 5	4 1	3	1 9 3

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事 1,705 件、警察本部長 89 件、教育委員会 66 件、選挙管理委員会 38 件等となっています（表 2）。

表 2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ	
		開示	部分開示	非開示	不存在	却下		
知 事	総務部	186	16	116	7	4		47
	企画・地域振興部	24	7	12				5
	新社会推進部	20	5	12				3
	保健医療介護部	329	194	101	3	2		31
	福祉労働部	156	55	85				16
	環境部	94	25	60	5	5		4
	商工部	110	52	44	1	1		13
	農林水産部	173	107	46	10	10		10
	県土整備部	459	219	207	12	10	1	20
	建築都市部	152	57	76	6	3		13
	会計管理局	2						2
	小計	1,705	737	759	44	35	1	164
議 会	9	3	4				2	
公営企業の管理者	2		1	1	1			
教 育 委 員 会	66	25	28			1	12	
選 挙 管 理 委 員 会	38	18	18	1	1		1	
人 事 委 員 会	6		4	1			1	
監 査 委 員	1		1					
労 働 委 員 会	2		2					
警 察 本 部 長	89	51	18	8	4	1	11	
海区漁業調整委員会	6		6					
内水面漁場管理委員会	3		2				1	
公 安 委 員 会	1						1	
収 用 委 員 会	2		2					
地方独立行政法人								
地 方 三 公 社	8	5	3					
合 計	1,938 (100.0%)	839 (43.3%)	848 (43.8%)	55 (2.8%)	41 (2.1%)	3 (0.1%)	193 (10.0%)	

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成 2 4 年度における非開示事由の事由別適用件数は、表 3 - 1 及び表 3 - 2 のとおりです。

表 3 - 1 非開示事由の事由別適用件数（平成 13 年 7 月 1 日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和 6 1 年福岡県条例第 1 号）第 9 条第 1 項各号		件 数		
		非開示	部分開示	計
第 1 号	個 人 情 報		1	1
第 2 号	事 業 情 報		1	1
第 3 号	行 政 内 部 情 報			
第 4 号	国 等 関 係 情 報			
第 5 号	行 政 運 営 情 報			
第 6 号	捜 査 情 報			
第 7 号	法 令 秘 情 報			
第 8 号	議 員 個 人 ・ 会 派 情 報			
計			2	2

表 3 - 2 非開示事由の事由別適用件数（平成 13 年 7 月 1 日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 7 条第 1 項各号		件 数		
		非開示	部分開示	計
第 1 号	個 人 情 報	2	3 7 8	3 8 0
第 2 号	事 業 情 報		5 7 5	5 7 5
第 3 号	審 議 ・ 検 討 等 情 報	1	7	8
第 4 号	行 政 運 営 情 報	4	8 0	8 4
第 5 号	任 意 提 供 情 報		2	2
第 6 号	捜 査 等 情 報	2	3	5
第 7 号	法 令 秘 情 報	1	2	3
第 8 号	議 員 個 人 ・ 会 派 情 報		3	3
計		1 0	1, 0 5 0	1, 0 6 0

注 1 重複適用があるため、表 1 の件数と合致しません。

注 2 存否応答拒否は除いています。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表 4 のとおりです。

表 4 主な開示請求の内容

請 求 内 容	件 数	実 施 機 関
工事成績評定通知書	2 2 8	知事（県土整備部等）
公益法人の決算書	2 2 0	知事（総務部等）
医療法人の決算書	1 7 8	知事（保健医療介護部）
道路建設工事等に関する設計書	1 7 7	知事（県土整備部）
社会福祉法人の決算書	1 7 2	知事（福祉労働部等）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表 5 のとおりです。

表 5 公文書の開示請求者別内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	件 数
県の区域内に住所を有する個人	8 5 5
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	8 4 8
県の区域外に住所を有する個人	7 2
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	1 6 3
合 計	1 , 9 3 8

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成 24 年度は、不服申立てが 10 件ありました（表 6）。

表 6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	裁決等年月日	裁決等内容
「原子力安全協定締結協議に係る記録等」非開示の件	知 事	24.5.23	24.8.17	24.11.26	24.12.27	一部認容
「物件移転等補償台帳」部分開示の件	知 事	24.6.18	—	—	24.7.11	取下
「自治会からの要望書」部分開示の件	知 事	24.8.24	24.10.17	25.2.25	25.4.9	一部認容
「事業損失に係る調査報告書」部分開示の件	知 事	24.9.14	24.12.5	25.3.26	25.5.22	一部認容
「原子力安全協定締結協議に係る記録」非開示の件	知 事	24.9.28	24.10.31	24.12.17	24.12.27	一部認容
「公文書開示請求」却下の件	公 安 委員会	24.11.7	—	—	25.4.25	却下
「死体検案書等」非開示の件	公 安 委員会	24.11.26	25.1.31	25.6.24	—	—
「報償費支出明細書」部分開示の件	知 事	24.12.6	—	—	25.1.11	認容
「事業損失の補償契約に係る実施設計書等」開示等の件	知 事	24.12.8	25.1.23	25.5.27	25.6.28	棄却
「補償対象物件に係る検討メモ等」部分開示の件	知 事	25.1.29	—	—	25.4.17	認容

7 苦情申出の状況

平成 24 年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第 37 条第 1 項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています（表 7）。

なお、平成 24 年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表 7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	非開示	不存在	却下	
2	1	1				

9 指定管理者の情報公開の状況について

情報公開条例第 37 条の 2 第 1 項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。

Ⅱ 情報提供

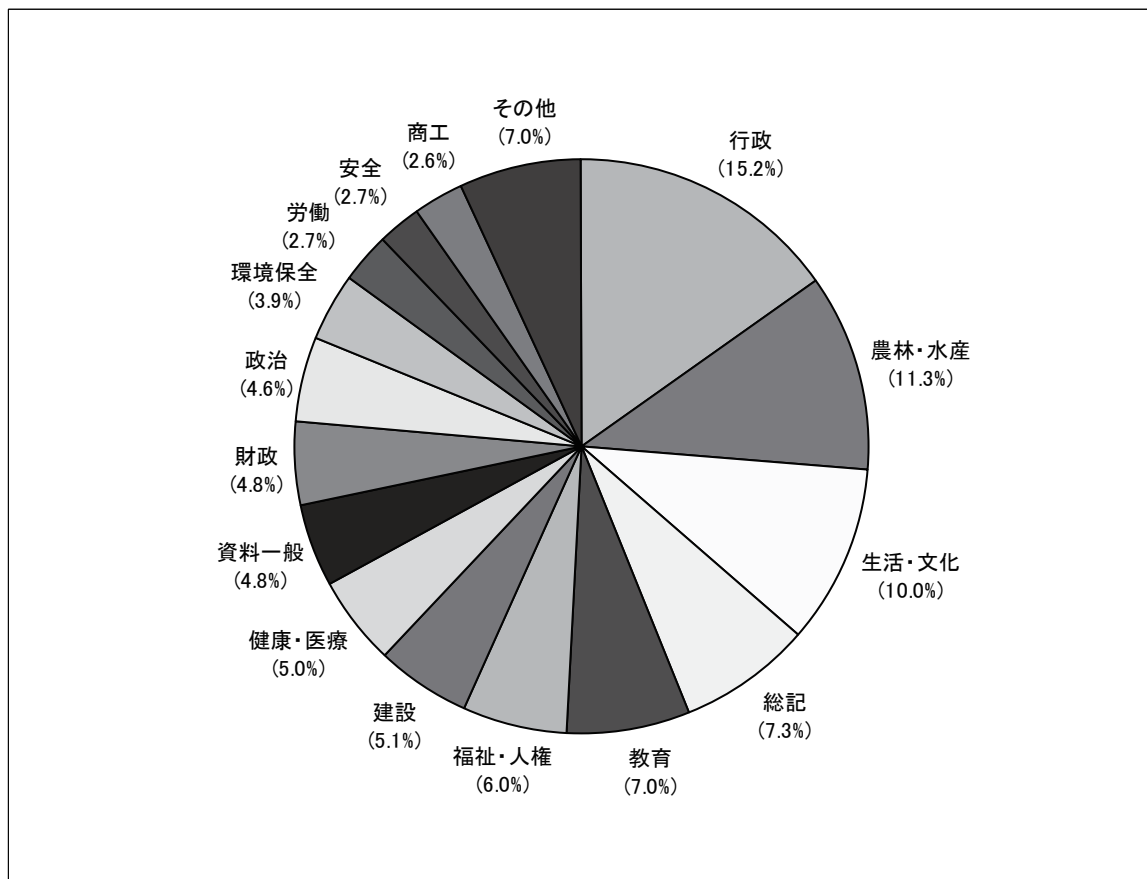
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスをしています（表 1、図 1）。

表 1 配架資料の件数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

名 称	県民情報 センター	地区県民情報コーナー					合 計
		北九州	筑 後	筑 豊	京 築	小 計	
件 数	9,783	1,934	1,969	2,014	1,945	7,862	17,645

図 1 配架資料の分野別構成比



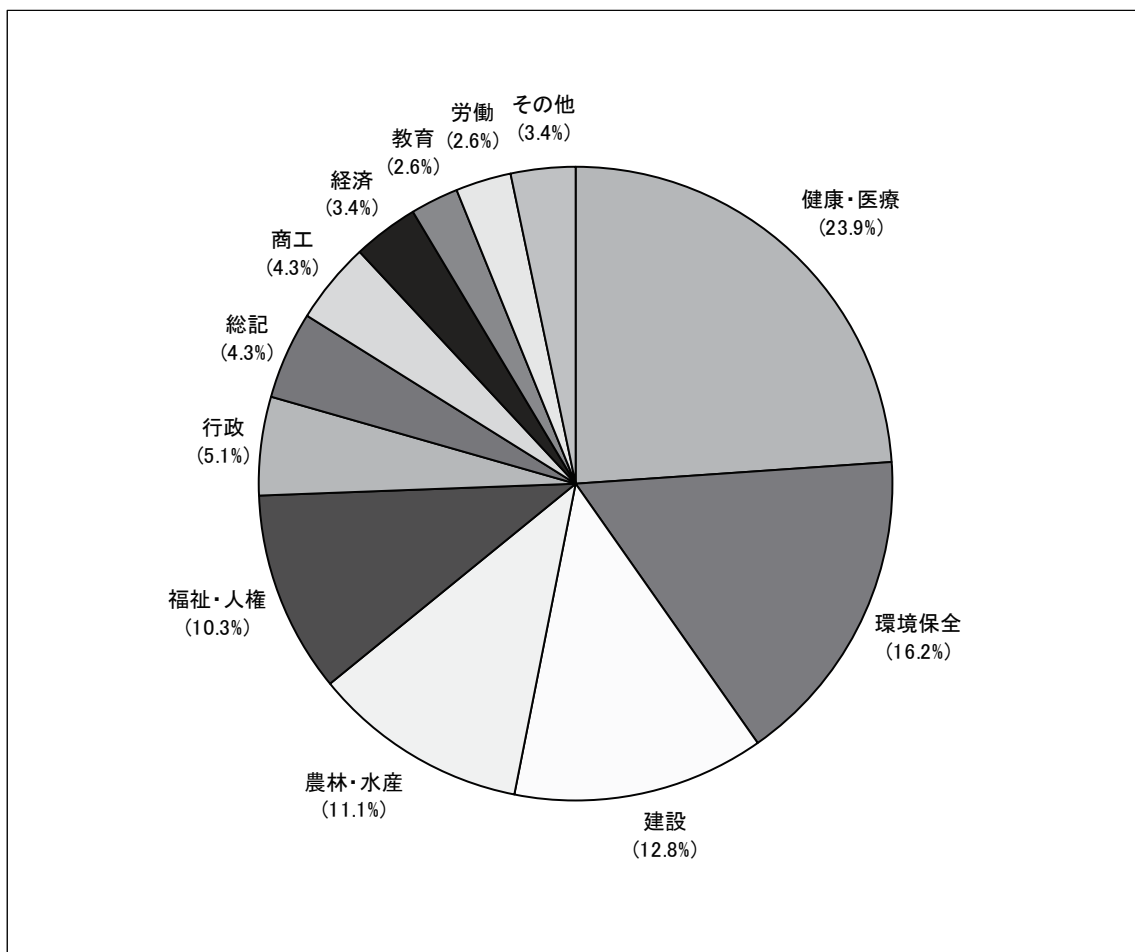
注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、運輸・通信、エネルギー・資源、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表 2、図 2）

表 2 利用状況（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

区 分		情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター		19,045	40,343	101
地区県民情報コーナー	北九州	2,115	1,272	
	筑後	4,300	5,003	4
	筑豊	3,259	5,605	5
	京築	2,717	634	7
計		31,436	52,857	117

図 2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、生活・文化、安全、エネルギー・資源、資料一般に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「教育便覧（平成 24 年度）」等 25 種類の行政資料を 2,842 部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成24年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

平成 2 4 年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成 2 4 年度の文書による自己情報の開示請求の件数は 3 2 3 件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数 8 件を除いた 3 1 5 件です（表 1 - 1）。

表 1 - 1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	不開示	不存在	却 下	
3 2 3	7 0	2 4 0	5	4	2	6

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長 2 3 6 件、知事 7 1 件等となっています（表 1 - 2）。

表 1 - 2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況				取下げ		
		開示	部分 開示	不開示	不存在		却下	
知 事	総務部	5	4				1	
	企画・地域振興部							
	新社会推進部							
	保健医療介護部	2 1	1 2	3	3	2	2	1
	福祉労働部	3 4	2 6	6				2
	環境部	1	1					
	商工部	2	1	1				
	農林水産部							
	県土整備部	7	5	2				
	建築都市部	1			1	1		
	会計管理局							
	小 計	7 1	4 9	1 2	4	3	2	4
議 会								
公営企業の管理者								
教育委員会	6	3	3					
選挙管理委員会								
人事委員会	4	4						
監査委員								
労働委員会								
警察本部長	2 3 6	8	2 2 5	1	1		2	
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
公安委員会								
収用委員会								
地方独立行政法人	6	6						
合 計	3 2 3 (100.0%)	7 0 (21.7%)	2 4 0 (74.3%)	5 (1.5%)	4 (1.2%)	2 (0.6%)	6 (1.9%)	

注 秘書室は、総務部に含まれます。

(3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成 24 年度における不開示事由の事由別適用件数は、表 1-3 のとおりです。

表 1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 14 条第 1 項各号		件 数		
		不開示	部分開示	計
第 1 号	開示請求者以外の個人情報		116	116
第 2 号	事業情報		4	4
第 3 号	審議・検討等情報			
第 4 号	行政運営情報		155	155
第 5 号	評価判断情報		7	7
第 6 号	警察職員情報		206	206
第 7 号	捜査等情報		14	14
第 8 号	法令秘情報			
第 9 号	未成年者等情報			
第 10 号	会派情報			
計			502	502

注 1 重複適用があるため、表 1-1 の件数と合致しません。

注 2 存否応答拒否は除いています。

(4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表 1-4 のとおりです。

表 1-4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	109	警察本部長
警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報	60	警察本部長
警察が作成した物件事務報告書に記載された自己情報	60	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	14	知事（福祉労働部）
県職員採用試験における総合得点、順位等	4	人事委員会

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成 24 年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,352 件です（表 1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成 24 年度は、知事が 22、教育委員会が 7、人事委員会が 5、警察本部長が 14、地方独立行政法人が 20、合計 68 の試験又は選考が対象となっています。

表 1-5 簡易開示の状況（件数は平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	調理師試験	39	合否発表の日から 1 か月間
	クリーニング師試験	3	合否発表の日から 1 か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	5	合否発表の日から 1 か月間
	福岡県歯科技工士試験	24	合否発表の日から 1 か月間
	福岡県准看護師試験	3	合否発表の日から 1 か月間
	登録販売者試験	4	合格発表の日から 1 か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	4	合否発表の日から 1 か月間
	技能検定試験	2	合否発表の日から 1 年間
	職業訓練技能員試験	7	合否発表の日から 1 か月間
	事	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	173
福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験		4	合否発表の日から 1 か月間
採石業務管理者試験		1	合否発表の日から 1 か月間
	小計	269	

教 育 委 員 会	福岡県教育委員会職員採用選考 試験	1	合否通知を発送した日の翌日か ら 1 か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6, 8 7 0	合格発表の日(全日制課程にお いて補充募集が行われる場合 は、当該補充募集の合格発表の 日)の翌日から 1 か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡 県立中学校入学者決定	1 1	入学者決定結果通知を発送した 日の翌日から 1 か月間
	小 計	6, 8 8 2	
人 事 委 員 会	福岡県職員採用 I 類・II 類・III 類 試験	5 7 1	合否発表日の翌日から 3 か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験 者採用試験	2 9	合否発表日の翌日から 3 か月間
	福岡県職員採用選考(人事委員会 が実施する職員採用選考に係る ものに限る。)	1 6	合否発表日の翌日から 3 か月間
	小 計	6 1 6	
警 察 本 部 長	福岡県警察官 A (男性) 採用試験	2 9 8	合格発表の日から 1 か月間
	福岡県警察官 B (男性) 採用試験	6 8	合格発表の日から 1 か月間
	福岡県警察官 A (女性) 採用試験	5 2	合格発表の日から 1 か月間
	福岡県警察官 B (女性) 採用試験	4 2	合格発表の日から 1 か月間
	福岡県警察官 C 採用試験	1	合格発表の日から 1 か月間
	猟銃等講習考査	1 2 2	合否発表の日から 1 か月間
	警備員指導教育責任者講習修了 考査	1 7 0	合否発表の日から 1 か月間
	機械警備業務管理者講習修了考 査	2 1	合否発表の日から 1 か月間
	警備員等検定学科試験	1 4 6	合否発表の日から 1 か月間
	警備員等検定実技試験	8 4	合否発表の日から 1 か月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	7 6	合否発表の日から 1 か月間
	小 計	1, 0 8 0	

地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	1 3 9	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	2 6	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（九州歯科大学）	7	合格発表の日の翌月の 1 日から 1 か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	1 2 5	学生募集要項に定める期間
	福岡県立大学入学者選抜試験	1 3 0	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	6 7	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	3	4 月 1 6 日 から 1 か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	6	合格発表の日の翌月の 1 日から 1 か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（福岡県立大学）	1	合格発表の日の翌月の 1 日から 1 か月間
	小 計	5 0 5	
合 計	9, 3 5 2		

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成 2 4 年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第 3 条）、目的外利用・提供の制限（条例第 5 条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第 6 条）に違反して利用又は提供をされていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成 2 4 年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成 24 年度は、不服申立てが 2 件ありました（表 2）。

表 2 不服申立ての状況

不服申立案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施（諮問）機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	裁決等年月日	裁決等内容
「児童に関する記録等」部分開示の件	知事	24.9.27	24.10.29	25.2.22	25.3.21	一部認容
「不適格事実照会受理票」部分開示の件	公安委員会	24.12.18	25.3.21	25.7.18	—	—

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第 51 条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成 4 年 5 月 1 日）。

平成 24 年度は、「福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務」に係る諮問が 1 件あり、答申がなされました（表 3）。

表 3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施（諮問）機関	諮問年月日
24.11.29	「福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務」について	公安委員会	24.10.18

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第 4 7 条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成 2 4 年度は、5 件の苦情がありました。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成25年8月2日

福岡県知事 小川 洋

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第25号）が施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものですが、平成22年1月28日から平成22年2月28日までの間、環境省自然環境局国立公園課において意見公募手続を実施して定めたものと実質的に同一の内容であるため（福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当）、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行期日

平成25年8月1日